

平成28年白老町議会財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成28年11月24日（木曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時02分

○会議に付した事件

1. 白老町財政健全化プラン見直しに関する調査
(1) 財政健全化プラン見直しに係る全体の討議
 2. その他
-

○出席委員（11名）

委員 長	小 西 秀 延 君	副 委 員 長	及 川 保 君
委 員	山 田 和 子 君	委 員	吉 谷 一 孝 君
委 員	氏 家 裕 治 君	委 員	森 哲 也 君
委 員	大 淵 紀 夫 君	委 員	本 間 広 朗 君
委 員	西 田 祐 子 君	委 員	松 田 謙 吾 君
委 員	前 田 博 之 君	議 長	山 本 浩 平 君

○欠席委員（2名）

委 員	広 地 紀 彰 君	委 員	吉 田 和 子 君
-----	-----------	-----	-----------

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより、白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の委員会の日程についてであります。白老町財政健全化プラン見直しに関して、本日はレジメに記載のとおり、財政健全化プラン見直しに係る全体の討議を予定しております。

それでは、財政健全化プラン見直しに係る全体の討議を行います。討議の進め方として、8月4日の特別委員会において、白老町財政健全化プランの見直しに当たって、町側から全体的な見直しの内容の説明を受け質疑を行い、以降8回特別委員会を開催し、各重点事項の質疑及び討議を行ってきました。

本日は財政健全化プラン見直しに係る全体の討議を行います。各重点事項での質疑・討論及び収支見通しの質疑を踏まえ、今後の中長期的な課題及び取り組みなどを含めた、プラン見直しに係る全体の討議については、会派での協議を踏まえた発言を行っていただきますようお願いいたします。討議における意見については、本委員会の報告書をまとめる際に、重要となりますのでよろしく願いいたします。

討議は自由討議で進めてまいりたいと思います。自由討議は発言の回数を制限しませんが、各委員の討議の機会が保障されるよう、討議が一人の委員に独占とならないよう、努めていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。委員相互のご意見をもとに是非を検討し、一定の結論を出せればと思っております。

それでは、自由討議を行います。財政健全化プラン見直しに係る全体の討議を行います。討議があります方はどうぞ。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、公明党、氏家です。限られた時間ですので、時間を有効に使いたいと思いますので、皆さんご協力よろしく願いいたします。まず全体的な部分です。財政規律をしっかり守って今後のプランを遂行するということは言うまでもないのですが、今後、例えば病院の新設それから象徴空間整備等、大きな投資がやはり見込まれる部分があります。公共施設の維持改修、またそういった改築何かも今後考えていかなければいけない、これ32年以降になると思いますけども、こういった部分についてもしっかりと考えていかなければいけないと思います。そういうことであれば、第6次総合計画の策定が目の前に来ている今ですけども、29年、30年はこのプランの遂行をまず目指しながら、31年度には今一度この第6次総合計画に沿ったプランの見直しを行っていくべきではないかということで、会派としての意見はま

とまりました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 財政規律を守っていくことは言うまでもないが、病院、象徴空間など大きな課題も残っているので、それについてはきちんと考えていくと。第6次総合計画、平成31年から始まる部分に関しては、プランの見直しがやはり必要ではないかというご意見ですね。

ほかに、ご意見をお持ちの方は、どうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それではないようですので、まず前段として、総括討議をするに当たって会派で十分議論をしました。そこでまず頭として、10年にも及ぶ財政再建途上であるが、いまだにまちは閉塞感、停滞感に包まれていて、町民は財政健全化プランの果実を実感していません。このことについては、町長初め議会、行政の責任でもあると私たちは思っています。財政再建を実施することは、より住民サービスが向上し、住民負担が下がっていくことでもあります。もう一つは、まちづくりを魅力あるものにしていくことがやはり大切だと思います。このことが必ず達成できる財政健全化プラン見直しにすべきというのが会派の意見であります。

そこで具体的に3点まとめたのでお話し申し上げます。まず1点目、今回の財政健全化プランの見直しは、財政が改善しているという見解の中で健全化プラン、収支計画、見通しが出され、収支状況が示されています。収支の状況から見ると依然として超過課税額は、平均ですけれども約2億5,000万の依存財源に頼っての再建計画となっています。さらに財政再建のために限定的に町民に負担を求めた固定資産税等の超過課税が、今回の財政健全化プラン見直しを契機にして恒久財源化しようとしています。そうであるとすれば、半永久的に町民に負担を強い続けることになることから、町長はまちの経営者として放漫経営や起債等によって将来にツケを回すことのない財政運営を行い、身の丈に合った経営を行うべきであるということです。

次に、財政再建プラン見直しでこれまで十分議論してきましたが、1番大事なことは、財政規律の確立が政策実現の前提であるということです。これは何回も私たちは言っています。このスタンスを町長は、行政は明確にする必要があります。白老町においても自主財源が先細るなど不安定要素の多い中で、今後新たに対応が求められる政策課題に対応していくためには、これまで以上に踏み込んだ事務事業、既存政策の見直しを行って、新しい政策のために必要な資源、財源を確保していかなければなりません。今後、町独自の政策実現を図るためには、財政規律を確立することにあります。財政規律を損なわず、財政の硬直化に陥らない財政健全化プランとすべきであります。

最後に三つ目です。財政均衡を厳守するためにも、収入を勘案して支出を決める、入るを量りて出ざるを制す、簡単に言うと量入制出です。入るを量りて出るを制すをもとにした財政運営を行い、1日でも早く白老町の再生と財政再建を果たすべきだというのが総括としての意見であります。

○委員長（小西秀延君） 大きくは3点ということで、財政が健全化しているという見解の中

で、超過課税 2 億 5,000 万円に依存、頼っていると。今回の健全化プランで恒久財源という形にするというのであれば、町長は町の責任者として放漫経営や起債等によって将来にツケを回すことのない財政運営、身の丈に合った経営をすること。また 2 番目に、1 番大事なことは財政規律の確立が政策実現の前提条件であるということで、財政規律を損なわず、財政の硬直化に陥らない財政健全化プランとすべき。3 点目に、財政均衡を厳守するためにも、入るを量りて出づるを制すと、財政運営をそういう形で量入制出を基礎にした財政運営を図ることで、1 日も早い白老町の再生と財政再建を果たすべきというようなことでございます。明確にさせていただきまして、資料もいただきありがとうございます。

ほかに、ご意見をお持ちの方は、どうぞ。

8 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。財政規律の問題は皆さん、今お話しされた方全員言っていますけれども、財政規律を維持するということは、基本は私たちの会派は借金を減らすこと、ここが財政規律を維持していくためには、現時点では借金を減らすことであるというふうな、一つはそういうことをきちんとしていくべきであろう。全体を見ると収支バランスがまだ不安である。例えば歳入で言えば、過大見積もりになっていないのか。歳出で言えば、起債の残高をもっと減らさないと安定しないだろう。規律の確保や財政を健全化させるためには、ここの部分をきちんとしておく必要がある。具体的な部分で給与の 50% を戻すということは、これは具体的には必要でしょう。同時に町民へ見える還元、ここのところがきちんとして果たされないと、町民の皆さんは町民負担が依然続いているというような認識にしかならない。ですから、この 2 点ははっきりさせるということです。どなたかも言っていましたけど、必要な歳出項目が大きなものがたくさんあります。象徴空間に係る周辺整備、これは現実的には今の予算の中でおさまるかどうかというのも全く不透明です。それから病院、公共施設等総合管理計画、こういう大きな歳出を考えたときに、これプラス町民への福祉を含めた戻し方というのでしょうか、まちを戻していくということで考えたときには、私たちの会派では政策転換を含んでいないと無理ではないかと。政策転換の中身というのは、港やバイオマスや下水、こういうところの見直しをきちんとして、方向づけをしないと非常に大変だろうというふうに意見をまとめました。最後に、今の白老町全体を見たときに、人口減少と少子高齢化、産業基盤の整備と福祉対策、こういうことを考えたときに、まさにやはりまちとして政策転換をしない限り、この財政を維持し豊かなまちをつくっていくことは不可能ではないかというような意見でまとめをいたしました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 共産党さんの意見として、財政規律を厳守するということは、イコールやはりきちんと借金を減らしていくことである。それが前提であるということ。また全体を見ると収支にはまだ不安が残っていると。給与 50% を復活させるということは、イコールきちんと町民に見える還元が必要であるということでもあります。また象徴空間、病院、公共施設等総合管理計画など町として政策転換が必要であると。それは港、バイオマス、下水等の政策転換がやはり町としての姿勢として必要だろうというような観点でございました。大体それで

よろしいですね。

ほかに、ご意見をお持ちの方は、どうぞ。

1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、みらい、山田です。重点項目について個別でご意見を申し上げているので、大体総合的にまとめた意見になりますけれども、収支のバランス、収支の見直しを見ても、町税の過大見積もりとなっていないかというところも不安ですし、国保の広域化になってからの経過も見えないところがありますので、やはり給与の戻しの全部の緩和については慎重にすべきという点から、収支のところもそこで変わってくると思うので、そののまず見直しを慎重にするということが大前提で、超過税率につきましては恒久的財源としていますけれども、やはり今後まちづくりで投資的経費や公共施設の基金等に少しずつでも積み立てて、町民の持続可能な、まちがこうきれいになったということを実感していただけるまちづくりをするためにも、やはりそれは恒久的財源として必要ではないかと考えました。あとはやはり皆さん一緒に財政規律をきちんと守っていただいて、細かいところは年度年度の予算の査定を私たちはしっかりしていかなければいけないので、そういうことをしっかりチェックしていきたいというまとめになりました。

○委員長（小西秀延君） 収支見直しを見ると、町税の収入が少し過大ではないかということで、今後国保会計の負担という部分も心配なところであるので、給与の戻しには慎重を期すべきであると。超過税率が恒久財源となることは認められますが、まちがきれいになったという町民の実感が必要であろうと。財政規律はやはりきちんと遵守していくべき。今後各年度で予算をきっちりチェックし、全体の進行もきちんとチェックをしていくべきであろうということでしょうか。

ほかに、ご意見をお持ちの方は、どうぞ。

3番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 会派いぶきの吉谷です。今ほとんどの皆さんが言われたとおり財政規律を守るという点はこの会派も一致しております。ほかの点も出ていましたけれども、公共下水道、あと国保会計がまだ不透明な部分があるので、そういった部分できちんと財政規律を守っていく。あとは公共施設、病院改築、それから象徴空間の周辺整備です。そういった投資的経費がかなりかかってくるので、その部分の投資的経費と、あと福祉、教育に対する予算のバランスをどのようにとっていくかということを中心に、財政規律を守っていく必要があるのではないかというふうな意見でまとまりました。

○委員長（小西秀延君） 財政規律をきちんとやはり守っていくべきであろうということ、また、国保会計がやはり今後不明瞭なところがある。公共施設、下水、象徴空間、福祉、教育の部分で今後も予算の増大が考えられるので、その辺を留保してプランの運営を図るということでしょうか。

ただいま、五つの会派からそれぞれ意見を出していただきました。まず1点目として、財政規律。財政規律については、5会派皆さん全ての方がきちんと今後も財政規律を守っていくべ

きというご意見が多かったように思います。その中でやはり出てくるのが病院、象徴空間が皆さんから上げられていたところがございますが、公共施設も二つの会派から上げられておりますが、このほかに下水、福祉、教育等出ておりますが、病院、象徴空間等以外でこの財政規律の増大にかかわってくるところで不安定要素というのは、病院、象徴空間以外で全体に記載するということがいかなるのでしょうか。福祉の分野ではかなり予算が増大してくると思うのですが、その辺こども追加しておいたほうがいいのではないかとこのころがあれば、ご意見いただきたいとします。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 個々のやつ上がってもいいのだけど、私たち個々のこと言わなかったのですよね。ということは、各事業項目の中で議論されているので、私はそこに集約されていると思うのです。だから総括の中で出た意見ももっともだと思はれますけど、それは各項目の中で整理をして、総括は総括としてこのプランをどういふような形で、今の財政規律だとか私が言っているようにやはり町長も起債や将来にツケを回すべきでない、起債を減らすという会派ありましたけども、もっともだと思はれるのだけども、そういうことの総括の話なのではないですか。個別のことも載せるのなら、また私たちも別に個々で全部上げていかなければだめですよ。それを整理しないと、個別のほうである程度この前議論しているから、みんなやっているのだから、それはそれで整理されていると思うのです。それでいくと、総括でこのプログラムがどうあるべきかと、財政規律の点から。あるいは、町長もこれまでの財政健全化プランをつくっているのだけど、反省踏まえてもっとこうすべきでないかと。だから私たちは、そういうことも言っているのだけども、そういう整理の仕方にするのか、今言ったようにまたそこで総括を個別に全部項目上げてあえて言うのか、その辺整理されないと、私たちも総括の言い方が違ってくる。

○委員長（小西秀延君） そうですね。個別に上げるとまた各議論が、総論に載せる、載せないという話になりますので、財政規律という点で絞って、そこで総論という形で財政規律を今後も守っていくという形で載せさせていただきたいと思はれますが、まずその点はそういう形でよろしいでしょうか。

14番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 個別のものもそれぞれ今までやってきて出てきていると思うので、当然それも行政に対しては訴えていかなければならないことでもありますので、きょう全体的なまとめに関してはかなり各会派ほぼ集約できるような感じなのかと聞いていて思はましたので、一度、委員長、副委員長でまとめていただいて、それを一旦皆さんに見ていただいた形の中で、これでいきましょうといういふような形にもっていったらどうですか。ここで一つ一つやっていてもなかなか難しいのかと。あと何回やるのかとか時期的な問題もあると思うのですが。

○委員長（小西秀延君） 後ほどまたスケジュールについてはお話ししようと思はれますが、きょう一応討議は全体を締めくくって最後という形にさせていただきたいと思はれております。次回のときは皆さんにまとめたものを見ていただいて、それで各会派からの意見がきちんと反映

されているか、また、まとまらなかった部分に関しては、きちんと併記をされているかということを見ていただいて、もう一度全体で見ていただく特別委員会を開催しようと思っております。そういう流れで、きょうは総論のまとめということでやっていきたいと思っております。なるべく皆さんの意見を反映したいと思っておりますので、何点か総論に書き加えるべきことを、皆さんで一致を見られるのであれば、そこは総論に書きたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 今までの議論そのままだと思いますので、個別の話ではなく、今後のこの財政健全化プランをどうこれから進めていくのかということ、まず大きな視点で皆さんと意見をここで交わしておいたほうがいいかと思っておりますから、その観点から言いますと、この財政健全化プランというのは32年まで、くどいようですが32年までやるのですよね。この32年までこのプランをやるのかどうかということを含めて、皆さんに少しお話しをお伺いしておきたいと思うのです。なぜかということ、国保会計の30年の問題、それから公共施設の計画の問題だとか、そういったものも含まれてきますよね。先ほど言った個別の話になりますけど、病院の関係だとか、この財政健全化プランという32年まで、そのままの今の計画でやるのかどうかということ、私は議会で議論しておくべきではないかと思うのですけども、その辺について皆さんに伺いたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ただいま公明党さんから、この財政健全化プランは32年までやるのかどうかという点、皆さんからご意見を聞いてみたいということでございますので、その点でご意見をお持ちの方、いらっしゃいますか。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の意見で言えば、当然議会ですから、何かの政策をやるために、前倒しをするために、この計画を前倒しするために32年までやらないということは、全体で合意できればあり得ることだというふうに私は思います。ただ、今の段階では、町は32年まで計画をやりまますよとこう言っているわけです。そうなりますと、よほどの中身がないと、この計画を30年なら30年で終わらせるということは難しいのではないのかと、私はそこは思っています。もう一つ、やはりこの財政規律の問題です。今の氏家委員のお話しも含めてですけど、財政規律、ではどこでこれを、財政規律をきちんと守っているとか守っていないとかということ、どこで見るのかということです。私は、やはりここで言えば、今の公明党さんの話でもあるのだけど、32年まででいいのかと逆になるのです。公共施設等総合管理計画や病院の問題等々、周辺整備の問題はそれ以後に今度起債がどんどんどんどん発行するような形も考えられないわけではないのです、除却債含めて。そうなったときに、財政規律が一体どうなるのかということになるわけです。だから、私は実質公債費比率をどこまで下げるのかというあたりが、議会できちんとチェックできるような体制をとらないと、私はなかなかその財政規律を保ち、維持するというのは難しいのではないのかと、私は思っています。ここを減らしていかない限り、例えば15だとか12だとかありますけれども、現実的には10%切るぐらいのどこ

ろまでいかないと、本当に安定した財政運営にはならないのではないかと考えているのです。ですから、1番最初に言ったように、財政規律の維持というのは、基本はやはり借金を減らすこと。ここが私は非常に必要だから、ここの議論でまとまるものであれば32年まで、続けるとしたらですよ、32年まで少なくとも実質公債費比率をここまで下げなさいとか、それから、それ以後も含めて10%切るまで、財政規律としてはもちろんそのあとも緩めないのだけど、強化していきなさいとかということが、もし意思統一ができるのであれば、そういうことを議会でたがをはめていかないとだめでないかというのが我々会派の意見です。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、公明党の氏家です。今大淵委員からいろいろな話がありましたけども、私は、では、この財政健全化プランありきの例えば第6次総合計画、年代の明記は今ここで避けますけども、確か第6次総合計画の策定がもう目の前にあるのです。財政健全化プランありきの総合計画になるのか、総合計画に沿ったこの財政健全化プランをつくっていかねばいけないのかということも含めて、その辺の整合性についての考え方もし聞かせていただければ、お話を伺っておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。当然基本構想、基本計画含めて、これが最上位の政策ですから、これを実現するために幅はあるでしょう。しかし、財政健全化計画がそれより上に行くというふうになると、それはどこでたがをはめるかというのはありますけども、当然総合計画の中でその財政的な裏づけとして財政健全化計画がつけられるものだという認識であります。そこはもう私ははっきりしていると思います。ですから、逆に言うと、総合計画は財政にも、もちろん実現性の問題でいけば財政的なものの制約は必ずかかるわけですから、そういう中でつけられる部分もあるわけですから、そこはもう相関関係があって、上、下と言えば総合計画のほうが上ですけれども、それに基づいた財政計画がつけられるべきと、こういうような判断でございます。ただ、そこで財政規律が出てくるわけです。総合計画に載っているからとどんどんどんどんやっていって、起債をどんどんどんどん借りるというようなことはそういうふうにはなりませんよと、そこをきちんとしておかないとまちの将来は非常に厳しいのではないかとというふうに我々は考えているということです。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 多分考え方は同じなのだと思います。その目の前に迫っている総合計画の策定にあわせて、例えば財政健全化プランを見た時に、今共産党さんから言われている財政規律を守るための方策といいますか、それは借金を減らすことなのだろうというところについては、これは32年だろうがその次の年だろうが今後もこれは変わらないことだと思うのです。そういった部分については、私たちは一致できる部分だと思っております。それ以外の部分については、やはり私は総合計画が多分8年計画の計画ができるわけですから、それに沿った考え方がこの財政健全化プランに盛り込まれていくべきだと思いますし、そのためには、先ほど言った財政規律を守るために、ではどうするのかと。これはやはり借金を減らしていくことを

一つの前提に置かないと、多分そういった計画も成り立っていかないだろうということで、そこについては一致できる部分だと思いますから、その辺について皆さんのご意見をお伺いしながら、これからのこのプランの進め方についての総括をしていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 今ご意見をいただきましたが、借金自体を減らしていくと。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、氏家です。そういうことで理解はできましたということで、総合計画策定時にある程度のもはもう見えてくると思うのです。例えば病院の計画もそうですし、国保会計だって30年にはわかるわけですから、今後のある程度の収支の見通しというのは立ってくるのだろうと思うのです。ですから、私はその時点でこの財政健全化プランというのを見直していくべきだろうという思いなのですが、共産党さんからのご意見もお伺いしましたし、ある程度理解できたつもりですから、それについて私は議会として何らかの方向性というのは示すべきではないのかと思って、そういう観点から言わせていただきました。

○委員長（小西秀延君） 総合計画との整合性という点と借金を減らすという点が今出ましたが、借金を減らすという点においては、公明党さんと共産党さんは統一できるということでございます。先にそちらを進めたいと思うのですが、借金を減らすイコール公債費比率も下げることにつながってくるかと思いますが、その辺では皆さんがご一致できる部分かどうかという点についてご意見をいただければと思いますが。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私も先ほど会派でも言っているけども、起債等によって将来にツケを回さないということは当然そうだし、身の丈に合った経営を行うということが原点だと思います。ただ、これは議会の二元代表制の中で、今議論していることが、どのようなことで合議、あるいは方向性の中で議論していく、それを実践というか見出せるかということが私は大きなことだと思います。議論するのはいいのです。それで、今言ったように借金をしない、これは、私たちも言っていることはわかるのだけでも、一方で白老町の再生を果たすということもあるのです。財政健全化プラン削減全てありきでないですから、借金あったときにどうするか、この議論なのです。そうすると、大淵委員も話しているように、財政規律をどう見るかといって、借金を減らすということになると、当然政策転換になってくるのです。そうしたときに、では何を優先して、限られた財源の中で何を優先するか、選択するか。その議論は、先ほどある会派では予算でチェックすると言っていましたけど、本当にその予算のチェックで修正をしてまで財政規律を守ること、一方ではこの事業だけをやって白老町の活性化につながるかと、そういうことを、本当に議会が、文書になるのはやさしいけど、できるのかどうかという部分の議論をしないと、非常にこれ過去にもそういう議論してきているのです。だから、そこが私は大事だと思います。だから、起債等によって将来にツケを回さない、これも大事です。しかし、政策転換するときに、本当に議会が、あれをなささい、これもなささいではなくて、あれかこれかの時代ですけど、その辺が本当に議論できるのか。都合によっては沈黙して議論にならないでそのまま予算とおってしまう場合もあると思いますけども、そういうことも含めて議

論しないと、本当に。氏家委員も話していましたが、計画あるよと、その計画の実効性をどう担保するのと、それについての財源確保はどうするのという、一つの道筋の中で議論しないと。議論して組み立てたとしたときに、どの方向に向かったら本当に町民のためになるかということが、ある程度方向性がきちんと見えてくるような議会としての行動指針というのかそういうものができなくても、議論の入り口である程度議論をして認識しておかないと、やはり、また同じような財政健全化見直しの総括になってしまうのですよね。だから、私たちは、あえて厳しい部分の言い方していますが、今政策の転換しようというのもわかります。片一方は財政規律をどう見るのかという部分で、やはり表裏があるのです。その辺が皆さんどうかと私は思うのだけど、あえて投げかけるのですけども。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。一つは、私は政策的には、まちの方向づけというのは、氏家委員が言っているように総合計画の中できちんと確立すべき問題、できる、できないというのはもちろんあるでしょう、具体的にやらなければだめなのだけど、できなかつたら議会がどうチェックするかという問題ですから。同時にやはり議会が提案するのは、町も借金減らすと言っていますから、言っているのですよ、報告の中で言っていますでしょう。ずっと減らしていくのだと言っている。だから実質公債費比率でここまでしなさいということを、きちんと議会が言えるかどうか、そこで一致して言えるかどうかというのがあるのです。二元代表制の原則というのは、やはりそういうことがきちんと議会は議会として町に言えるかどうか。それが財政規律を担保することになっていくわけです。そのところは議会です。そういうことが意思統一されれば、議会です。どんどんどんどん追求するということになるでしょう。もう一つは、やはり総合計画の中で盛られたにしても、今世界的に言えば緊縮財政は選挙やったら全部負けていますから、どこでも負けています。緊縮財政でなくて、そうでない国がどんどんふえている実態ですから、白老町はわかりませんが、ですから、何もやらなくていいかと言えば、今生きている人もいますからそんなことにはならないです。そうしたときに、やはり、そこで必要なのが政策転換だろうというふうに思うわけです。ですから、今までと同じことやりながら借金も減らすし物事をやるなんてことは、これは無理です。ですから、私はそこで必要なのはやはり政策転換だろうと。それは財源を生み出すことも使うことも含めた政策転換が必要ではないかというのが我々の考えです。

○委員長（小西秀延君） ほかに、ご意見ありますか。

1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、山田です。私も実質公債費比率でたがをはめるという意見には賛成なのですが、ただ、財政健全化プラン中には10%切るのは難しいだろうというふうに考えているのです。ですから、大淵委員がおっしゃっている10%を切る目標の年度というか、そういうのは大淵委員としては健全化プラン内というふうに考えていらっしゃるのかどうか質問させてください。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私はそんなことでは考えていません。ただ、そういう目標をきちんと持って年度を明確にしてやらないと、この問題というのはいかないのではないのかというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、山田です。そういうことでしたら、私も実質公債費比率を10%切る、何%がいいのか明言できませんけども、10%を切るまで頑張るとするのは賛成でございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに、ご意見ありますか。借金をまず減らして、実質公債費比率を将来的にも下げていくと、平成32年の財政健全化プラン終了後に限らず、10%を切るぐらいまでの形で遂行していく目標を立ててはいかがかというご意見がございます。

11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 大淵委員のおっしゃっている10%未満というのは、すごく理想だと思います。ただ、今回は8月に示された財政規律の遵守という中で、目標として実質公債費比率は15%未満、そういうふうに改善すると書かれております。将来負担比率も130%未満に改善すると。ただ、先般示されました収支見通し、11月10日に出されたものでは健全化指標の状況というのは、このまま何もしなければここまで改善されますよというのが平成32年で13.2%、これは実質公債費比率、将来負担比率は87.9%まで下がりますよと、こういうふうには一応言っていますけれども、では、先ほどから言っているように町立病院の問題、それと国保会計の問題、それと象徴空間の周辺整備の問題、それから下水道の問題、さらには今介護保険がありますよね。あれが町村の負担でやらなければならないという実態もありますよね。そうやってきたときに、本当に政策転換だけでできるのかといたら、私は非常に厳しいのではないかと思います。公共施設の建て直しとか除却するとかという統廃合の問題、それも含めていくと、ただ借金だけ減らせればよいというわけではなくて、反対に、行政に対してこの15%未満を改善する、130%未満を改善するというのは、そういうものも全部含めてここの数字の中にこうやっておさめる覚悟なのかどうなのかということを見ていくべきではないかと私は思うのです。私も10%になってくれたらすごくいいと思います。思うけども、でも本当にこれだけ借金していかなければいけない目の前にぶら下がっているものがあって、本当に借金だけ減らしていったときに、町民への負担というのか、サービスというのか、どこまで切られてしまうのかと思ったときに、町民の人たちは何のために白老町に住んでいるのかわけわからない。1番最初に私たちの会派言いましたよね。町民が暮らしていくために魅力あるまちづくりをしていくことが大切なので、その辺をもう少し整合性をとれるようなご意見にさせていただけたほうがいいかと私は思います。

○委員長（小西秀延君） 町民のことも考えていかなければならないということで、10%という数字は記載しないほうがよろしいということでしょうか。財政健全化プランに記載されている目標値をある程度目安にすべきだというご意見ですね。財政健全化プランに記載されています15%を切るという目標あるけども、それに下げていくことが目標で10%ではないということ

でございますね。その目標でいいということですね。ほかの方はどうですか。今10%というところで一致できるのではないかとということと、10%ではなく現行の15%未満という目標があるのだからそこでいいのではないかと意見が出ていますが、ほかの方はいかがでしょうか。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 10%というのは、例えば32年までに達成しなさいとかという問題ではなくて、今後、長期的なスパンでここを一つの目標に持っていくべきだという話だから、私はそれでいいと思っているし、今西田委員の言われた心配事というのは皆さん思っているのです。皆さん思っていて、その中で財政規律をどうするかという今議論ですから、それでいいのではないかと思うのですけども。心配されている思いはすごくわかるし、自分たちも同じだと思いますので。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 氏家委員が今説明してくださったので、意味がよくわかりました。私も将来的には普通のまちというのでしたら、やはり10%未満というのは理想だと思います、将来的に。ただ、32年までの目標というのだったら、こちらの出されているものでいいと思っています。すみませんでした。つまり将来的には10%未満を目指すということです。

○委員長（小西秀延君） 9番、及川保副委員長。

○副委員長（及川 保君） 皆さんの言われていること全くそのとおりなのですが、今西田委員がおっしゃった部分というのは、非常に重要な意見なのです、これ。今後その人口減がもう間違いなくくる、きている今状況ですよね。さらにまた進む、そういった中で今の実質公債費比率を10%まで下げると、これ当然のことなのだけでも、まちとしては今計画きちんと示したのですよね。32年まで含めて示しているからとにかくこれを厳命する、さらにまちづくりに、人口が減ってどんどん減っていく中で、さらにまた締めつけるような政策はやはりすべきでは絶対ないというふうに思うのです。また、さらにさまざまな見通せない部分が出てきています。象徴空間も含めて、病院も含めて、今回出ている国保の問題も含めて、いろいろなさまざまな不透明な部分が出てきているから、それは皆さん不安な部分がいっぱいあるわけです。町民も多分同じだと思うのです。そういう意味においては、今回示された9項目なのだけでも、やはりここで議論したことはきちんとまちは守っていく、規律を守る政策をしっかりとっていくということを、この特別委員会皆さん意見一致した中で町側に示すという形をとってほしいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 32年までにはきちんと実質公債費比率を目標まで下げると、それ以降は10%の目標があっても大丈夫ということですか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今の議論を踏まえてです。うちの西田委員もお話ししましたが、これは結果的にはそういうことなのなのですが、私はそれ否定していませんし、そうすべきだとも思っています。ただ、先ほども言いましたけども、起債の実質公債費比率を下げるということは、事業を制約されるのですよね。経常経費の一般財源も事務事業も皆そうしなければいけな

いけど、投資的経費というものを抑えなければいけない。そして今32年までの計画を見ると、起債のところが非常にでこぼこあるのだけど、町の担当者は平準化するからという、そういう魔物な言葉使っているのだけど、そこは本当にチェックしないと、32年までの間でも逆に実質公債費比率オーバーする可能性もあるのです。前回の10何億借りている部分ありますから、今3年ですから、償還入ってきますから、そういう部分も踏まえるとやはり一つの議会としての今言った議論を踏まえて十分チェックしなければいけない。だから、反面、投資的事業が制約されると。まちづくりについての、魅力あるまちづくりの部分についても、事業として制約されなければいけない、されると。そこを十分に認識して、多分皆さんしていると思うけど、そういう議会の方向なら方向で私いいと思うけど、これから予算査定等々出てきますけど、その時に今ここで議論したことがきちんと頭に入って議論できるかどうかということを、きちんとあるいは自分で実践できるのかと、そういうことを腹に、肝に据えてやっていかないと絶対だめだと思います。何も水差した言い方ではないのだけど、私はこれから個々の議員がそういう精神のもとに実行、自分で自立をして予算審査とか何かに、極端な言い方すれば先ほど言ったように、この事業やったら大変だと、もっと小さくすべきでないか、今町民から考えてこちらが優先されるのでないかと、それぐらい予算でけんけんごうごう意見をして修正できるぐらいの、それによって、やはり我々が言った実質公債費比率を下げるためにここは少し我慢しなければいけない、そういうことをきちんとできるような意志を持ってそこに明記するというのが、私は必要だと思っています。皆そう思っていると思いますけども。それは今大濑委員も言ったようによその自治体みたく、やはり議会とは町民の声聞いて、やれ、やれ、やれとなってしまうのです。その辺をやはり白老町の32年以降もいろいろ議論出ていますから、本当に財政規律大変です。そういうことを見込んで、議会もそうですけども、理事者もそこまでの政策を抑え込めるかどうかということは、今後のチェックとしてそういうことを、言葉どうなるかわかりませんが、そういう部分を少し、財政規律もやるけども政策、投資的経費の部分についても十分な審議とかチェックは必要だと、そういう部分を少し入れておかないと、公債費比率を抑えるということは、裏にはそういうことがあるということをしちゃんと明記するか、認識していかなければだめだと思うのだけど、その辺皆さんどう思いますか。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 私は、今前田委員が言われたことはそのとおりだと思います。ただ、私が心配するのは、確かに個々の議員がしっかりとした認識を持って、例えば予算審査等々に向かっていくと、それは一つの理想だと思うのです。ごめんなさい、これ全然関係ない話かもしれない。でも、それを実現するためには、議会としての何かこう議論する場、そういう委員会みたいなものが私は必要だと、予算、決算含めて、それができるか、できないかだと思うのです。だから個々の議員に任せて、個々の議員の意見の聴取の場であれば、行政側というのは私はだめだと思います。議会として何かを示していかなければいけない。そのためには、何かそういう、まだ全然議会の中で議論したこともないけれども、そういった一つの委員会みたいなものを立ち上げて、その中で議論する場を設けて、そして行政にぶつけていかなければ、多

分今前田委員の言われていることは実現していかないだろうと思うのです。行政に今回の財政健全化プランの提言としてという部分については、私はそのとおりでと思いますけども、今の前田委員の個々の議員の取り組み、そういったことについては、やはり個々の議員としては多分そこまでいけるかどうかというのは、確信がはっきりいうと私にはないのです。だから議会としてもしやるのであれば、そういったところをしっかりと今後取り組んでいかなければいけな
いだろうと。これは議会に対しての提言です。提言というか、議会に対しての物言いになるかもしれないけども、少し外れるかもしれないけども。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。二元代表制の原則というのは、議会がどれだけ合意を勝ち取って、一致した意見で行政と渡り合うかということが二元代表制の原則ですよね。個々の議員さんがいくら意見を言っても、これは個々の意見なのです、議員の意見なのです。議会の意見ではないのです、議員の意見なのです。議会の意見とするためには、もちろん前田委員の言われたとおり、そこで議会が一つに合意形成ができるかどうかと、私はここが鍵だと思うのです、鍵は。それをもし実現するとしたら、白老町の組織で言えば政策研究会ないし何なりを立ち上げてきちんとやるということは、できる可能性は十分あるというふうに私は思います。それを実践するというのは、なかなか難しいですけども。ですから、私は個々の議員が力量をつけて、そこまでやるということは、もちろんそれが原則ですから、前田委員の言われるとおりです。ただ、それを力として発揮するためには、やはり議会が二元代表制の原則に基づいてどれだけ多くの合意を勝ち取って、それを行政につきつけることができるかどうか、ここら辺だと思うのです。具体的なことで一つ言いますと、例えば政策転換の話がございます。なぜ町が今回そのまま出したのかよくわかりませんが、当初港は延びると言ったのですよね。あれは撤回されていないと思うのです。しかし予算はそのまま出てきていますよね。私の見方が間違っていなければ、予算とか計画はそのまま出てきているのです。そうすると、そこが伸びるのであれば、町が言っているとおりにやったら、そこで少なくとも2,500万ぐらいは出るという仕掛けになるのですよね。だから、政策転換というのは、そういうことを、そのお金を例えばどこかに振り向ける。全体として例えばバイオマスや港や下水で、もしもっと圧縮できる場所があれば、それを皆さんが今心配しているいろいろな町民の要求に基づく部分に振り向けていくというようなことまで、具体的にここの議会、この場で議論ができ、合意形成ができれば、それはそういう中身で突きつけたほうが、私はより実現性が高くなると思います。そこが議会の1番力が発揮できる場所ではないのかというふうには私は思っています。

○委員長（小西秀延君） まだこの辺につきましては、ご意見が出そうでございますので、ここで暫時休憩にしたいと思います。

休 憩 午前11時03分

再 開 午後11時20分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどから借金を減らすということで全員一致を見ているところでございますが、平成32年からまた少し話しは別になると思うのですが、財政健全化プラン終了後からの目標として、将来的には実質公債費比率が10%切るような目標として頑張っていくものとするという一文を入れていかどうかということで、皆さんからご意見をいただきましたが、大半のご意見としては、32年度以降からの目標ということで実質公債費比率10%削減するというので、目標としては入れてもいいのではないかとということになっておりますが、そういう書き方でよろしいでしょうか。

3番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 今小西委員長も一つ言われたのですが、今回財政健全化プランの見直しに関してですよね。それに対して今目標数値を10%未満にするというのは、財政健全化プランのあとの話になってくるかと思うのですが、財政健全化プランのあとの話をこの財政健全化プランの委員会の中でそれを策定するのはどうなのかということと、もう一つは、先ほど前田委員からも少し話があったのですが、実質公債費比率の件なのですが、投資的経費がこれからふえるということを考えると、必ずなだらかに一定方向にパーセントが維持できるというのは、今後も難しいと思うのです。そこでこぼこのところをどのように考えるかというところを私は考えるべきかというふうに思うのですが、そこについては議会で考えるのか、個々で考えるのか、そこは議論しておくべきところなのかというふうに思うのですが。

○委員長（小西秀延君） この10%を切るというのは、財政健全化プラン外になるということ、また実質公債費比率が平成32年の目標以降、上昇したりまた下降したりすることが繰り返されるのではないかとということが考えられるということでございますが、それは織り込み済みにするということになるのかどうなのか。皆さんご意見がありましたらどうぞ。

10番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 今の件なのですが、確かにあくまでも目標値ということなのです。実質公債費比率を平成32年で14.3、あくまでも予定ですけど見込みでは13.2と、これ約1%下がっていますので、やはりこれ将来的に私も減らしていくべきというか、10%切れるかどうかわからないのですが、それにはやはりこれから病院の新築とかいろいろありますので、はたして本当にそれができるかどうかというのは少し私も懸念していますが、あくまでもこれは目標値なので、まちもそれに努力すべきだと思いますし、議会のほうもやはりこれがまたふえていって、町民にいろいろ負担させるということにはならないように、ぜひ財政規律を守りながら減らしていくべきだと私も思っていますので、本当に病院これからありますので、議会としてできればどこかの時点で、早い時点で例えば病院でも大きなそういう投資が必要であれば、そういうまちが指標となるものを何か出していただいて、議会も早めに議論できるようなところがあればいいと個人的には思っております。

○委員長（小西秀延君） 病院とかもあるので織り込み済みで、あくまでも目標として、厳しいときもあるけど目標としては置いても構わないのではないかとということで。

ほかに、ご意見ございますでしょうか。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、公明党の氏家です。私も以前から言っていますけども、この財政健全化プランというのは、あくまでも今ある材料に対しての推計値なのです、目標推計値。ですから、32年までのプランとして出されても、それはそれで目標値としてそこに向かっていくのだらうと思います。だから、今本間委員が言われた部分については、見直す時期というのはある程度限られてくるのだと思うのです。大きな材料が出てきた段階で、ではこのプラン自体をどうするのだという議論は当然出てくるのだと思いますけども、そういった時点で私は考えればいいのではないのかと思いますから、現在示されている健全化プランというものをどうするのだと。当然、きょう言われているとおり、財政規律を守るための方策、そういったものを、その数値を入れるかどうかというのは別にしても、そういった部分について皆さん合意できるのではないかと思っていました。

○委員長（小西秀延君） 全般的には数値を入れてもいいのではないかということですが、入れないほうがいいという意見をお持ちの方いらっしゃいますか。いないようであれば、財政健全化プラン後の目標ということにはなりますが将来的に期限を区切らず、将来的には実質公債費比率が10%を切るぐらいに持っていくという目標で進むべきであるという一文を入れたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、財政規律を今後も遵守していくべきと。借金は財政健全化プランの最中きちんと減らしていくということ。またプラン終了後も将来的には実質公債費比率が10%を切っていくぐらい、きちんと目標を持って借金を返していくべきと、10%を切るぐらいまできちんと目標を持って減らしていくべきという3点、皆さん合意できたということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、その3点については記載をさせていただきたいと思います。また、計画を32年度まできちんと大きな前倒しとかそのようなものがなければ、きちんと32年まで財政健全化プランは遂行すべきであるという点、また、そこに総合計画も入ってきますが、きちんと整合性を持って見直しを進めるべきという観点、それらは32年まではきちんとやるということで皆さん一致をできるかどうかという点でございます。ご意見があればどうぞ。

12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私たちの会派は、前田委員の先ほど言ったとおりだと思っております。大事なことは、これから象徴空間ありますよね、象徴空間。それから先ほど前田委員の話の中で、入るを量りて出ざるを制すという言葉、これは財政規律の基本だと思います。財政運営の基本だと思います。ただ、私はいつもずっと思っているのですが、まちの今までは、この10年間の姿を見ると、出ざるを為し、そして入るを量りて、量るという言葉がまだこの裏にあるのですが、私はどうも考えてみると入るを量りて、要は財政投資したら金が入るのだと、お金

が入るのだということを量って、そして財政出動してきたこと、これが今の白老の姿になっているのです。言うなれば財政出動し投資をすればお金になるのだ。これがこの10年間の姿だと、こう私は思っているのです。ですから、大事なことはこの象徴空間でまたさまざまな整備がある、このことをしっかりわきまえて、それから、まちというのは必ずしもこのままいけば減っていくのだけれども、前にも私は言っているのだけれど、やはりもう少し上を見て、人口をふやす、とめるではなくふやすぐらいの物の考え方をしないと、せっかくの象徴空間だって生きてこないと思うのです。そういうことからいくと、32年までのさまざまな数値を示してはいるのですが、それを私はだめだと言いません。数値を示しているのですが、そのとおりになるかどうかということは、それこそ町長の財政規律に対する姿勢、これをきちんと示して進めることが私は大事だと、こう思っております。一言だけ申し上げておきます。

○委員長（小西秀延君） 町としてきちんと入るを量りて出ざるを制す、財政規律をきちんと遵守して、財政健全化プランは32年まで継続していくべきというご意見かと思われれます。ほかに、ご意見ございますでしょうか。

6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 少し松田委員のほうにお話し聞きたいのですが、32年までの計画というのは今のある材料でもって財政健全化プランを組んでいますよね。今年度中に公共施設の計画ができるという話も聞いています。平成30年には国保会計の統合が見えていますよね。病院の基本計画何かも多分来年度中にはできるのですよね。そういったもろもろの材料がもう明確になってきたときに、この財政健全化プランというのはどうなのでしょう。私はやはり見直さなければできないのではないかと思うのですけど。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私は今のまちの財政の考え方からいくと、財政健全化プラン何てもういらなと思っています。私はそう思っています。だってもう普通のまちになりつつあるし、財政も戻ってきたとまちは言っているのです。その上で財政健全化プラン何て私はもう必要ないのではないのかと。ただ、今言ったように、まちがこうなったのは財政投資、先ほど出ざるという言葉、入ると言葉使ったけれども、私は今までのこの10年間見ていると、港もバイオマスも、これ出ざるという言葉でいうと財政支出をしましたよね。やると入る、いずれにしろそれでお金が入ってくるのです。バイオマスもそうですよね。大きな効果がある。それから港も大きな効果があってたくさのん仕事場ができるのだという効果はあったけれども、これが失敗したわけです。ですから、私が何を言いたかったかという、今象徴空間があって、白老のまちはこのチャンスを逃してはだめなのです。ここは、チャンスはチャンスなのです。ですから、ここをしっかりと、町長の過ちのない考え方で財政出動していただきたいというのがあるし、私は基本的には財政健全化プラン何かもういらなと思っていますのだけれど。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 6番、公明党の氏家です。私も、松田委員の言ったこの財政健全化プランというのは、もうある程度の方向性を見たならばいらなときが来るのだろうと私は思う

のですが、私も思うのだけでも、では、いずれにしてもそういったものが明確になったときに、財政健全化プランという名前ではなくても、将来的につながる財政の監視状況というのは続けていかなければいけないですよ。それがプランなのか何なのかはわかりませんが、そういう形にしていくためにも、私はある程度材料が見えた時点、29年、30年はこの計画どおりやったとしても、31年からは新たな何かそういったものを持ってしかるべきではないかと考えるものですから、先ほどからお話しをさせていただいたのです。それについての考え方について。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 第6次総合計画ありますよね。あの計画に沿ってまちというのはやらざるを得ないし、やっていくべきが大きな目標であって、この財政健全化プランというのは、再建のためのプランだったわけですから、財政再建のための、ですから財政再建はもう成し遂げたのですよね。行政側からいうとほぼ成し遂げたと。実質公債費比率ももう17になるわけですよ。ことしの12月に18切るわけです。そしてさらに32年にもう10%台にいつてしまう。それで私は先ほど財政健全化プランというのはもう必要ないのではないのかと言ったのだけでも、言うなれば第6次総合計画にのって新たな、それから私は少子高齢化の中でもやはり将来というのは、白老のまち2万人ぐらいのまちを目指すぐらいの言葉が夢を持ってあるべきだところこう思っているのだけでも。

○委員長（小西秀延君） 松田委員のご意見とすれば、平成32年にこだわらず財政健全化プランは解消してもいいという、第6次総合計画の見直しはありますが、それ以降はそれに従ってプランがあってもなくても、財政規律はやっていくのだから、32年にこだわることはないということによろしいでしょうか。

12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 先ほど言った入るを量りて出ざるを制す、こういう言葉もあるのだけれども、今の白老のまちは、バイオマスや港については、出るばかりで入るがないわけですよ。ここが恐らく大きく狂ったものだから、私は町長の姿勢として、この入るを量りて出ざるを制すということに徹して向かっていくべきだと、このような思いで私はお話ししたつもりなのです。私はその考え方であって、私どもの会派は、それは前田委員の言うとおりと最初に言うてありますから、前田委員の言うとおりでいいです。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。要するに、それは今のは考え方の問題だけであって、例えば解消すれば、例えば健全化計画いらなくなればその時点で職員の給料は全部戻すわけだから、そういう仕掛けになっているわけだから。だからそれは考え方ということでお伺いしておくということではないでしょうか。そうでないとおかしくなってしまう。それで、町が言っているのは、31年見直しと言っているのですよね、確か31年。もちろん今28年だから29年の1年しかないのだけど、今度31年になったら今度30年の1年しかないのですよね。だから第6次総合計画との関係を見直すのなら別だけど、第6次総合計画を視野に入れた中で、

それと病院と象徴空間の整備と公共施設管理計画、もちろん国保の問題含めて考えたときに、私は個人的に30年に見直したほうがいいのかというふうに思っているのだけど、このままやっていけば見直す必要はないよということになるのかもしれないけど、31年に見直すのなら私は30年のほうがいいのかと思ってずっとそういう発言をしてきたのだけど、そこら辺は、議会で一致しなかったらそれはそれでいいのだけど、私は30年に見直した方がいい気がするのだけども。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） まず皆さんが、30年に見直したほうがいいのか31年だとかいろいろな意見をこうまとめたときに、その期限を切らないである程度の材料が揃ったときにやるべきだという部分では皆さん合意できるかどうか。そこだけしてもらったら、それでいいのだと思うのです。結局は総合計画ができる時期に合わせて、前段階からある程度材料は揃ってくるわけだから、総合計画ができましたと、では、それから財政健全化プランを、今松田委員言いましたけど、財政健全化プランではなくて新たな財政プランを今後つくっていくのかというのではなくて、前もってある程度の材料があるのだから、そういったことも含めて取り組んでいくのであれば、しかるべき時期を見て、32年を待たずにしても見直すときというのは必要なのかどうかということ、皆さんに議論してもらったほうがいいのかと、そうすればある程度のご意見というのは出てくるような気がするので、何だかんだ総合計画あったとしても、32年までの計画つくってこれはやるべきだということであれば、それはそれでもって合意できないのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 一応31年には見直すという計画にはなっているのですよね。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。だから、それはそれでいいのです。氏家委員の言っていることでいいのですが、では32年までの計画があって、31年に見直すということになったら、第6次総合計画は32年までのたがの中で見直さなければだめになるでしょう。だから整合性取るためには、一緒にやったほうがいいのかというのが私の意見だということを言っている、ただそれだけの話です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 見直すことはいいのだけど、ただ、総合計画はこれまでと違うところは全国的に見てもそうだけど、町長の任期に合わせてやると言っているのです。新たな町長になったときに当然公約変わってくるから、その整合性を持つために4年間とそういうふうに決めているのです。だから、それは多分変わってこないと思うから、逆に大きな基本計画はそういう部分でいいけど、そのあとに当然遅れてきますけども実施計画つくりますから、そういう部分とこのプランがあれば、本来は整合性を持つのが実効性により近くなると私は思っています。だから、その辺が、町のほうがいや、そうではなくて、議会が言っているなら、今言ったように基本計画、総合計画の時期をずらすというなら別だけども、同じにできればどうかと思います。それと議会も任期は31年9月ですよ。だから逆に任期中にやるということは、31年

度中ということは改選終わったあとに新しい議員さんが見直しするのか、その辺も出てくるので難しいところなのです。だから、私は逆に大淵委員の言う政策転換が、一般質問を議会等でやったときには、先ほど氏家委員も言ったように、そのときに私は大きな財源を伴う、あるいは政策転換ということになれば、その都度大きな問題のときに財政健全化プランを見直してもいいのかと思うのです。そうすると、今までプランでこの事業をやりたいと言ってきたけども、この事業すごく財源膨らむと、金膨らむと、ではこの分やめてプランを見直ししたいということになってくるのかと思う。私は何回も言っていますけども、過去においても、議会に何も相談しないで、大きなことどんどんプランから離れてやってしまったのです。そうすれば、逆にその都度議会で考え方を示して、議論されて、多少一部修正していったほうがいいのかと思うのですけども。

○委員長（小西秀延君） 時期にとらわれず、大きなものがあつたときにプランを見直していったほうが、そのほうが近い値が出るのでそのほうがよろしいのではないかと。また任期のこともあるので、その都度のほうが効率的ではないかということでございますね。今見直しを早めて、総合計画にあわせてプランを見直したほうがいいという意見と、時期を決定しないで大きなものがあるときにプランは見直していくべきではないかというご意見がありますが、ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。いずれにしても見直し方を議会が提案するのであれば、私は全然固執しませんので、議会が一致してこういう状況のときは見直しをしなさいという、議会全体の意思表示をすべきだと思うのです。しないならしなくていいのです。しないなら31年に町がやるようにやればいいわけですから。だけど、議会がその意思表示をするのであれば、やはりどんな形であろうとも全議員が一致して提起をしないと、これは町側は動きませんから、このようなもの並列列記何かしても全然意味も何もない話ですから、もし見直すことを書くのであれば、私は議会全体が一致してこういう形になったら必ず見直しなさいと、それはもう議会の決定ですから、見直せというふうな意見にまとまるならまとめたほうがいいし、まとまらないならまとめないで、31年に町は見直すと言っているのだから、私はそれでも構わないのです。ただ、議会が提案するのだったらそういう形をきちんとしたほうが、この問題について言えばいいのではないかというだけの話です。

○委員長（小西秀延君） 議会が一致できればという話でございます。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私も今大淵委員が提案されたような部分の認識は大事だと思います。やはり議会のどういう意思表示をするかという部分が必要だと思いますので、私はあえて言えば、プランにある部分の政策転換、あるいは大きく財源が変化する場合には、議会に見直しを町は諮るべきだとか、そういう部分の文言で整理したほうがいいのかと思います。そうでないと、町側はいつも見直しやっているのだからその場でいいのではないかというこれまで意識ですから、そういうことを一文もし皆さんが理解されるなら入れておいたほうがいいのかと。そ

うすると町側にも一つの議会の意思を、たがをはめておけるのかと思いますけども。

○委員長（小西秀延君） ただいま、大きな政策転換があるような場合には、一致できればプランの見直しをするべきであろうという一言を入れたほうがよろしいのではないかというご意見であります。大きな政策転換または財源が変更される場合には、見直し時期にかかわらずプランの見直しを行うということで、皆さんがご一致できるということでよろしいでしょうか。

12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私が言っているのは、そういう転換は行政主導でやるべきなのです。議会主導でなく、行政が。ただ、行政がもう普通のまちになりつつあると言っているから私は言っているだけで、普通のまちになりつつあるなら、本当は行政がこのプランだってもうやめるならやめると言ったとしてもいいのですよね。本当は行政がですよ、行政が。何もここに31年も32年までもこだわることはないと思っているのです。だから、町長の行政責任の上で何も29年なら29年でこのプランは終わりますよとなっても私はいいと思うのです。何も議会側からそれを主導すべきものではないと私は思うのです。指摘するものではないと思います。指摘はいいのだけど、そうやるべきだとかというものではないと私は思いますけど。それは行政責任でやるべきものでありますよね。私はそう思います。

○委員長（小西秀延君） なかなか議会側から大きな政策転換というのは、財源も伴うのでなかなか提示はできないと思うので、大きな政策転換となるとやはり行政が絡んでくると思うということですよね。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今言った部分が、言葉がどうかとかということよりも、大きいという部分はどういう捉え方するかわからないけども、入れるかどうかは別にして、そこ入れない、そうではなくて大きく捉えると政策転換とか、財源の変更があった場合に行政の責任において見直しをするべきだとかやるべき、行政が主体として議会に諮るのだという文言、たがをしておいたほうがいいのかという松田委員の考え方だと思います。

○委員長（小西秀延君） 議会がということではなく、大きな政策転換または大きく財源が変更される場合には、見直し時期にかかわらず行政がとか議会とかは入れないで、そういうときにはプランの見直しを行うことが必要であるというふうに、大きなというのはいらないですか。政策転換がある場合にはということにしておきますか。以上4点ぐらい出ましたが、ほかに、これは統一したほうがよろしいのではないかというご意見がありますでしょうか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 入るを量りて出ざるを制すというのは、文言化されますか。できればぜひ入れてほしいと思います。この中に、大事なことですから。

○委員長（小西秀延君） 財政規律のところに入れておきたいと思います。ほかに、意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ないということでございますので、財政規律、借金を減らしていく

こと、そして政策転換、財源の変更があるときには時期にかかわらずプランの変更をすること、それと将来的には実質公債費比率は10%を切るぐらいに目標を立てるべきという、4点の合意点を見たということにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは討議なしと認めます。ほかに、みなさまから何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ないようですので、これをもって討議を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。これをもって討議を終結いたします。報告書の取りまとめにつきましては、正副委員長に、一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱いさせていただきます。

取りまとめた報告書案につきましては、全員に事前に通知いたしますので、協議をお願いいたします。意見等のある会派においては、文書によりここを訂正してくださいと討議の内容を踏まえて書類を出していただき、また次回の本特別委員会で意見調整を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱いさせていただきます。

次回の特別委員会の開催につきましては、12月定例会に委員会報告を行いたいと考えておりますので、特別委員会は、12月上旬を予定しております。開催日を決定し、別途、通知したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。次回、特別委員会の開催日は、別途通知することといたします。

ほかに、委員のみなさまから何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

（午後 0時02分）